

別 添

事 務 連 絡
令 和 3 年 12 月 7 日

各種市の機関の委員 各位

総務部長 石橋 啓一

特別職の公務員を対象としたハラスメント防止に関する注意喚起について

ハラスメントの防止に関しては、「狛江市職員のハラスメント防止等に関する条例」第2条において、雇用形態又は職種を問わず全ての職員を条例の対象とすることが定められており、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職である公務員についても条例に定める職員の対象として含まれます。

つきましては各種ハラスメントを防止するため、下記事項にご留意の上、業務にあたっていただきますようお願いいたします。

記

1. 職員の責務

職員は、ハラスメントを正しく理解し、ハラスメントを行ってははいけません。また、許してはいけません。

良好な勤務環境を確保するためハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければなりません。

2. ハラスメントに該当する行為

- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・パワー・ハラスメント
- ・モラル・ハラスメント
- ・妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
- ・その他社会通念上ハラスメントに該当する言動

※それぞれの定義、判断基準、防止策等の詳細は、狛江市ホームページに掲載されている「ハラスメントの防止等に関する指針」に記載がありますのでご確認をお願いいたします。

<https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46,19257,360,2155,html>

3. ハラスメント相談窓口

①庁内の相談窓口

職員からの相談・苦情を受け、事実関係を調査し、必要な措置を行うため、総務部職員課にハラスメント相談窓口を設置しています。

また、相談窓口以外に、相談・苦情を受ける職員として、6人の相談員を選任しています。

- ・総務部職員課人事研修係長
- ・総務部職員課給与厚生係長
- ・総務部長が推薦する職員 2名
- ・職員団体が推薦する職員 2名

②外部等の相談窓口

- ・公益財団法人 21世紀職業財団

高い専門性と豊富な経験を持つプロの相談員がセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、様々なハラスメントに関する相談を受け付けています。

電話：0120-21-3621 企業番号：No.3-140

月・水・金…12:00～19:00 第1土曜日…12:00～17:30

※夏季休業・年末年始休業・祝日は除く。第1土曜が祝日の場合は、第2土曜に受け付けします。

<https://www.jiwe-soudan.jp/3140vp4B> (ログインPW:N7bKv8te)



※24時間受付のWeb相談もありますが、回答に数日かかる場合があります。

【担当】

職員課人事研修係
(内線 2571、2572、2575)